◆◆◆サービス利用料の軽減制度があります◆◆◆

ヘルパーやショートステイ、施設入所などのサービスを利用すると、サービス利用料の10%と食費・居住費(滞在費)などが利用者の負担になります。これらの利用者の負担を軽減するために、下記のようなサービス利用料の軽減制度がありますのでご紹介します。

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請に必要な書類は介護保険係にあります。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係かケアマネジャーにご相談ください。

● 有効期限の更新手続きについて

有効期間は、申請のあった月の初日から翌年6月末まで(4~6月の申請はその年の6月末まで)です。

現在、軽減を受けている方も、7月中に再申請が必要です。 対象者には更新のお知らせをします。(施設入所中の方は施設へお知らせします。)

● 利用者負担軽減の内容について

食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方を対象に、介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減するものです。 利用者負担の段階は、本人の収入などに応じて以下のとおりに分かれます。

利用者負担段階	対象者	1日あたり の食費	1日あたりの居住費(滞在費)		
			ユニット型 個 室	ユニット型 準 個 室 (従来型個室)※	多 床 室
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けている方など	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円以下の方など	390円	820円	490円 (320円)	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円を超える方など	650円	1,640円	1,310円 (820円)	320円
基 準 費 用 額	≪参考≫ 軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円 (1,150円)	320円

※()内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を2分の1 に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方。(生活保護を受けている方を除く) ※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む	
軽減内容	訪問介護の利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減します。	
申請方法	『申請書』と『収入申告書』を介護保険係へ提出してください。非課税収入がある方や、利用者を扶養にとっている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。	

町離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方。(生活保護受給世帯に属する方を除く。) 町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱および社会福祉法人な どによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱の措 置を受けていない方。	
軽減内容	訪問介護の利用者負担(サービス費用の10%)を9%に軽減します。 ※ただし、介護報酬に特別地域加算を算定している場合に限る。	
申請方法	『申請書』を介護保険係へ提出してください。	
実 施事業所	町内では、黒潮町社会福祉協議会の訪問介護事業所こぶしにより、訪問介護サービスについ て利用者負担の軽減を行っています。	

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対 象 者	世帯全員が住民税非課税で、以下の①~⑤のすべてに当てはまり、総合的に検討して特に生計が困難であると町が認めた方。(生活保護を受けている方を除く) ※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む。 ①年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円を加算した額以下である。 ②預貯金などが単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。 ③世帯の居住のため家屋と日常生活に必要な資産以外に、利用できる資産を所有していない。 ④負担能力のある親族などに扶養されていない。 ⑤介護保険料を滞納していない。
軽減内容	対象者サービスの利用者負担額(サービス費用の10%)と食費・居住費(滞在費)の4分の1 (25%)を軽減します。(世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方は2分の1 (50%)を軽減します。) ◆平成21年4月の介護報酬改正(プラス3%)に伴う特例措置(平成23年3月31日まで) この改正による利用者負担の急激な上昇を抑えるため、平成23年3月31日までは、4分の1を28%、2分の1を53%に読み替える。 ※ただし、特例措置に食費、居住費(滞在費)に係る利用者負担は含まない。
申請方法	『申請書』と『収入申告書』を介護保険係へ提出してください。非課税収入がある方や、利用者 を扶養にとっている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。
対 象サービス	この軽減を実施する社会福祉法人などが提供する以下のサービス ◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者負担額と、食費・居住費 ※利用者負担第2段階の方は食費・居住費のみ対象。 ◆訪問介護の利用者負担額※その他の訪問介護利用者負担軽減認定者を除く。 ◆通所介護の利用者負担額と食費 ◆短期入所生活介護の利用者負担と食費・滞在費
実 施事業所	町内では、(社)黒潮福祉会がシーサイドホームとかしま荘で、施設入所・短期入所・通所介護について、利用者負担の軽減を行っています。

○お問い合わせ先 【大方総合支所】健康福祉課 介護保険係 ☎43—2116(直通) 【佐賀総合支所】健康福祉課 保険福祉係 ☎55—3112(直通)